

くまの労基



ひと、くらし、みらいのために
熊野労働基準監督署

第 332 号 令和8年1月1日 発行

【1】新年の御挨拶

謹賀新年

謹んで新年のお慶びを申し上げます。

旧年中は、労働災害防止対策の徹底、労働者の健康確保の推進並びに長時間労働の抑制等の取り組みを含めた労働環境の改善確保について、御理解、御協力を賜りましたこと、厚く御礼申し上げます。

さて、当署管内におきまして、昨年死亡労働災害は0件（令和7年12月15日時点）。休業4日以上労働災害発生件数は81件（令和7年11月末時点）と前年同月比2件の増加となっております。

特に、墜落・転落災害は前年同月に比べ6件増加しています。建設業に限らず、製造業や商業においても荷下ろし中の荷台からの転落や脚立からの転落の発生をご報告いただいております。今一度、安全教育の中で自社の作業手順がどのような危険の防止のために定められているのか指導いただき、安全作業の徹底をお願いします。

また、令和8年4月1日に改正労働安全衛生法が施行され、個人事業者を含む作業従事者の災害防止対策の強化や現在は努力義務とされている労働者数50人未満の事業場へのストレスチェックの義務化等が順次求められることとなりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

結びになりますが、労働災害の減少（アンダー100 くまの）、労働環境の向上、中小企業等への支援策の情報発信、労災保険の適正給付等に引き続き取り組んでまいりますので、本年もどうぞ宜しくお願い申し上げます。

熊野労働基準監督署

【2】一部の特定工作物について事前調査資格が限定されます。

一部の工作物の
解体・改修・メンテナンス等の工事にあたっては

ボイラーも
(簡易ボイラー含む)

送配電用ケーブルも

焼却設備も

工業炉も

発電設備も
(非常用発電設備含む)

変圧器・キュービクルも

貯蔵設備も

配管設備も
(高圧配管・下水管含む)

反応槽も
(オートクレーブ含む)

対象工作物の詳細は裏面をご確認ください。

2026年1月1日以降着工の工事から有資格者による調査 **義務化スタート!!**

工作物石綿 事前調査者 による事前調査が必要です!

調査者の資格を取得するためには、
労働局登録講習機関の講習を修了する必要があります。

工作物 事前調査 講習 検索



<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/course/#c03>

無資格者による石綿事前調査は法令違反になります

区分	対象工作物	事前調査の資格
特定工作物 (厚生労働大臣及び環境大臣が定める工作物)	① 反応槽 ② 加熱炉 ③ ボイラー及び圧力容器 ④ 焼却設備 ⑤ 発電設備 (太陽光発電設備及び風力発電設備を除く。) ⑥ 配電設備 ⑦ 変電設備 ⑧ 送電設備 (ケーブルを含む。) ⑨ 配管設備 (建築物に設ける給水設備、排水設備、換気設備、暖房設備、冷房設備、排煙設備等の建築設備を除く。) ⑩ 貯蔵設備 (穀物を貯蔵するための設備を除く。)	工作物石綿事前調査者のみ!!
	⑪ 煙突 (建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く。) ⑫ トンネルの天井板 ⑬ プラットホームの上家 ⑭ 遮音壁 ⑮ 軽量盛土保護パネル ⑯ 鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板 ⑰ 観光用エレベーターの昇降路の囲い (建築物であるものを除く。)	
特定工作物以外の工作物	上記 (①～⑰) 以外の工作物 (※) 塗料その他の石綿等が使用されているおそれがある材料の除去等の作業に限る。	下記のいずれか ・ 工作物石綿事前調査者 ・ 一般建築物石綿含有建材調査者 ・ 特定建築物石綿含有建材調査者 ・ 2023年9月までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者

原則、すべての建築物・工作物・鋼製の船舶の解体・改修工事において、石綿の使用の有無を調査 (事前調査) しなければなりません。

対象範囲についての詳しい資料はこちらです。必ずご確認ください。→

<https://www.iishiwata.mhlw.go.jp/investigator-structures/>



建築物 工作物 船舶 の解体・改修工事の着工前に 労基署及び自治体への石綿事前調査結果の報告はお済みですか？

一定規模以上の解体・改修工事については、
着工前に事前調査結果の報告を行うことが義務付けられています。

- Point 1** 石綿が無い場合でも、「石綿無し」を報告することが必要！
- Point 2** 石綿の使用が禁止された2006年9月以降の建築物等^{※1}であっても、事前調査結果の報告が必要！ ※書面調査により2006年9月1日以降の着工であることを確認する
- Point 3** 報告対象外の小規模な工事でも原則事前調査の実施は必要！

事前調査対象の解体・改修工事

原則、すべての解体・改修工事が事前調査の対象！

報告対象の工事

工事対象	工事の種類	対象となる工事
建築物 ^{※1}	解体	解体部分の床面積の合計が80㎡以上の工事
	改修	請負金額100万円以上の工事 (税込)
特定工作物 ^{※1}	解体・改修	請負金額100万円以上の工事 (税込)
船舶(鋼製のものに限る) ^{※2}	解体・改修	総トン数が20トン以上の工事

※1 建築物と工作物が共存する場合は建築物及び工作物の両方を合わせた工事全体の請負金額100万円以上(税込)であれば報告対象
※2 船舶に関する工事については、地方公共団体への報告は不要で、労働基準監督署のみに報告を行えば足りる。

事前調査結果の報告は
石綿事前調査結果報告システムから
実施していただけます



<https://www.iishiwata.mhlw.go.jp/result-reporting-system/>

石綿調査 報告 検索

令和7年 熊野労働基準監督署管内 労働災害発生状況

令和7年11月末現在

業 種	前年同期 (令和6年11月末)		令和7年11月末		増 減			
	死亡	死傷	死亡	死傷	死亡		死傷	
					数(人)	率(%)	数(人)	率(%)
合 計	1	79		81	-1人	-100.0%	+2人	+2.5%
製 造 業	食 料 品	9		5			-4人	-44.4%
	繊維工業・繊維製品							
	木材・木製品			5			+5人	
	家具・装備品	1		1			±0人	±0.0%
	化学工業	1		1			±0人	±0.0%
	窯業・土石							
	鉄鋼業・非鉄金属			1			+1人	
	金属製品	1					-1人	-100.0%
	一般機械器具							
	電気機械器具							
	造船業				1		+1人	
	輸送機械等	1					-1人	-100.0%
	電気・ガス・水道業							
	自動車整備業・機械修理業							
	上記以外の製造業	2		3			+1人	+50.0%
小 計	15		17			+2人	+13.3%	
鉱 業	採 石 業			1			+1人	
	上記以外の鉱業							
	小 計			1			+1人	
建 設 業	土 木 工 事	6		6			±0人	±0.0%
	木造家屋建築工事			3			+3人	
	上記以外の建築工事	4		2			-2人	-50.0%
	その他の建設業	2		4			+2人	+100.0%
	小 計	12		15			+3人	+25.0%
運 輸 交 通 業	道路貨物運送業	2		3			+1人	+50.0%
	上記以外の運輸交通業							
	陸上貨物取扱業							
	港湾運送業							
小 計	2		3			+1人	+50.0%	
第 一 次 産 業	農 業 ・ 畜 産 業	7		7			±0人	±0.0%
	林 業	1	7	8	-1人	-100.0%	+1人	+14.3%
	水 産 業	4		3			-1人	-25.0%
	小 計	1	18	18	-1人	-100.0%	±0人	±0.0%
第 三 次 産 業	商 小 売 業	4		2			-2人	-50.0%
	新聞販売業							
	上記以外の商業	6		3			-3人	-50.0%
	通 信 業	1		2			+1人	+100.0%
	保健衛生業	12		7			-5人	-41.7%
	その他の保健衛生業	5		5			±0人	±0.0%
	接客娯楽業	1		1			±0人	±0.0%
	旅館業							
	ゴルフ場							
	上記以外接客娯楽業			3			+3人	
	清掃業							
	ビルメンテナンス業							
	産業廃棄物処理業			1			+1人	
上記以外の清掃業								
警 備 業								
上記以外の事業	3		3			±0人	±0.0%	
小 計		32		27			-5人	-15.6%

※死亡災害報告、労働者死傷病報告による(前年同月速報値比較)。
※新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害(令和6年0人、令和7年0人)を除く。